

# 千代田区都市計画マスタープラン改定等専用公式フェイスブック運用ポリシー

平成 31 年 4 月 1 日  
31千環景都発第 2 号

## (目的)

第 1 条 このポリシーは、区がフェイスブック (Facebook) の公式フェイスブックページ(以下、「公式ページ」という。)を、区民等への千代田区都市計画マスタープランの改定等に関する情報提供媒体として運用するために、必要な事項を定めることを目的とする。

## (用語の定義)

第 2 条 このポリシーにおいて、次の各号に掲げる用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 千代田区都市計画マスタープラン 都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 に基づき区市町村が定める「都市計画に関する基本的な方針」であり、区が目標とするまちづくりの将来像や、目標を実現するための方針等を示す
- (2) 公式ページ 千代田区が設置・運用する千代田区都市計画マスタープランの改定等の情報発信フェイスブックページ
- (3) アカウント フェイスブックを設置・運用するために取得した権利、およびユーザー名
- (4) シェア 自分の近況や撮った写真、お気に入りのサイト等を、他のアカウントと共有することができる機能
- (5) 「いいね」機能 他のアカウントまたはページの内容に対し、意思を表示し、自らのアカウントとつながりを持つことができる機能
- (6) ハッシュタグ 発信した情報を検索されやすくするために付けるキーワード機能
- (7) 編集者 フェイスブックを共同管理するために、ページ管理者が一定の管理権限を与えた者。主に、ページの編集や追加、ページとして投稿を作成や削除、フェイスブックページとしてメッセージを送信、ページやページ投稿へのコメントの投稿や削除等を行う権限を持つ

## (運営主体)

第 3 条 公式ページの運営主体は千代田区とし、アカウントの管理、情報の発信は、景観・都市計画課長が行う。

2 公式ページを運営するにあたって、情報の作成、発信、更新の決定及び公式ページ管理者の選定は景観・都市計画課長が行うこととし、情報の作成、発信、更新にかかる事務を行う。

3 ユーザー名は、chiyoda.toshimasu とする。

(情報発信)

第4条 情報の発信は、景観・都市計画課長の指示のもと景観・都市計画課職員が、公式ページ管理者として公式ページから行うものとする。

(アカウント運用者の明示)

第5条 フェイスブックで流れる様々な情報については、なりすまし行為を使い、事実と違う情報が流れることを防ぐため、情報を公開する際には、運営主体として公式ページのユーザー名およびURLを、千代田区ホームページに明示する。

(アカウント運用主体、発信内容等の明示)

第6条 この運用ポリシーで定めるアカウントの運営主体及び発信内容等を公式ページ内に明示する。

(掲載内容)

第7条 公式ページでは、次に掲げるものを掲載する。

- (1) 千代田区都市計画マスタープランの改定に関連する基礎データに関すること
- (2) 千代田区都市計画マスタープランの改定に関連するイベント、セミナー及びシンポジウム等の実施や報告に関すること
- (3) その他、千代田区都市計画マスタープランの改定に関して景観・都市計画課長が適当と認めるもの

(他のフェイスブックページへのコメント等)

第8条 公式ページは、千代田区都市計画マスタープランの情報共有・情報発信の手段として運用するため、原則として区及び千代田区都市計画マスタープランの改定等に関する情報のみを掲載する。

2 公式ページの名前を使用したコメント等は、公式ページ内で使用できる機能のみとし、他のアカウントやフェイスブックページ等に対するコメント等を行わない。

3 その他、公式ページ運用の目的を達成するために景観・都市計画課長が特に必要と認めるものは、この限りではない。

(他のフェイスブックページ等に対するシェア、「いいね」機能、及びハッシュタグ等の使用)

第9条 公式ページでは、千代田区都市計画マスタープランの改定等の情報共有・情報発信の目的を達成するため、シェア、「いいね」機能、ハッシュタグ等、フェイスブックで利用できる機能を活用する。

(他のホームページとのリンク)

第10条 コメント欄に記載するリンクのリンク先は、原則として千代田区ホームページのみとする。ただし、公式ページ運用の目的を達成するために景観・都市計画課長が特に必要と認めるものは、この限りではない。

(投稿の削除)

第11条 他のユーザーによる投稿のうち、次に定める投稿を禁止し、景観・都市計画課長は、予告なく削除することができる。

- (1) 法令等に違反する内容又は違反するおそれがある内容
- (2) 特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの
- (3) 政治、宗教活動を目的とするもの
- (4) 著作権、商標権、意匠権、実用新案権、肖像権など、区または第三者の知的財産権を侵害するもの
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活用、その他営利を目的とするもの
- (6) 人種・思想・信条等の差別又は差別を助長させるもの
- (7) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- (8) 虚偽や事実と異なる内容及び単なる噂や噂を助長させるもの
- (9) 本人の承諾なく個人情報を特定・開示・漏洩する等、プライバシーを害するもの
- (10) 有害なプログラムを組み込んだもの
- (11) わいせつな表現などを含む不適切なもの
- (12) 千代田区都市計画マスタープランの改定と関係がないもの
- (13) その他、区が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むホームページ等へのリンクを含むもの

(その他)

第12条 その他、この運用ポリシーの実施について必要な事項は、景観・都市計画課長が、別に定める。

(免責事項)

第13条 公式ページの運用にあたっては、以下を免責事項とする。

- (1) フェイスブックの特性上、当ページの次掲載情報の正確性、完全性、有用性等を完全に保証するものではない。
- (2) ユーザーが当ページの掲載情報を利用または信用したことにより、ユーザー又は第三者が被った損害について、いかなる場合でも一切の責任を負わない。

- (3) ユーザーにより投稿されたコンテンツについて、一切の責任を負わない。
- (4) ユーザー間若しくはユーザーと第三者間のトラブルによってユーザー又は第三者に生じたいかなる損害について、一切の責任を負わない。
- (5) 第13条(1)から(4)の他、公式ページに関連する事項に起因又は関連して生じたいかなる損害についても、一切の責任を負わない。
- (6) このポリシーは、予告なく変更することができる。
- (7) 公式ページに関連するフェイスブック内に表示される広告は、運営者であるFacebook 株式会社が管理しているものであり、公式ページ内に表示される広告と公式ページは一切関係なく、広告に関するいかなる責任も負わない。

#### 附 則

この運用ポリシーは、平成31年4月1日から施行する。